

③法人紹介と地域紹介

法人名：社会福祉法人あすこみっと
実施事業

- ・就労移行支援事業(名称 きらっと)
- ・就労定着支援事業(名称 きらっと)
- ・就業・生活支援センター事業(名称 りらく)
- ・働き・暮らし応援センター事業(名称 りらく)
- ・特定相談支援事業(名称 はたらこっと)
- ・ジョブコーチ支援事業

従業員：20名程度

法人
経緯

- 平成7年、雇用促進法に基づく「障害者雇用支援センター事業」を行うため財団法人として立ち上げ開始
- 平成20年より障害者就業・生活支援センター事業開始
- 平成24年より法人を社会福祉法人へ引き継ぐ
- 平成24年より「障害者雇用支援センター」から「就労移行支援事業」へ移行
- 平成30年より就労定着支援事業開始
- 令和令和3年より特定相談支援事業開始

就労移行・定着・JC



特徴

労働と福祉施策両方に精通して
就労支援に特化してきた法人

きらっと

就労移行の定員は20名、毎年10～15名の方が就職されている(これまでに就職した人は200名以上)。就労定着支援(現在の利用者数は30名程度)やジョブコーチ支援なども行っており、「半永久的なサポート」を売りにしている。

利用者は知的障害・発達障害の方がメインとなっているが、視覚・聴覚障害や統合失調症などの精神障害の方も利用。昔から特別支援学校生の実習受け入れを積極的に行っており、現在も「就労アセスメント」として多くの学生の方に利用いただいている。

昨年度、国が実施していた就労選択支援事業に関するモデル事業にモデル事業所として参加。

ナカポツ・JC・計画相談



りらく・はたらこっと

平成20年から就業・生活支援センター事業(りらく)を開始。以下の3つの柱を掲げて活動している。

①対象者支援(昨年度実績)

登録者数：1,534名(身体149名、知的618名、精神663名、その他104名)

就職者数88名、1年定着率78.9%

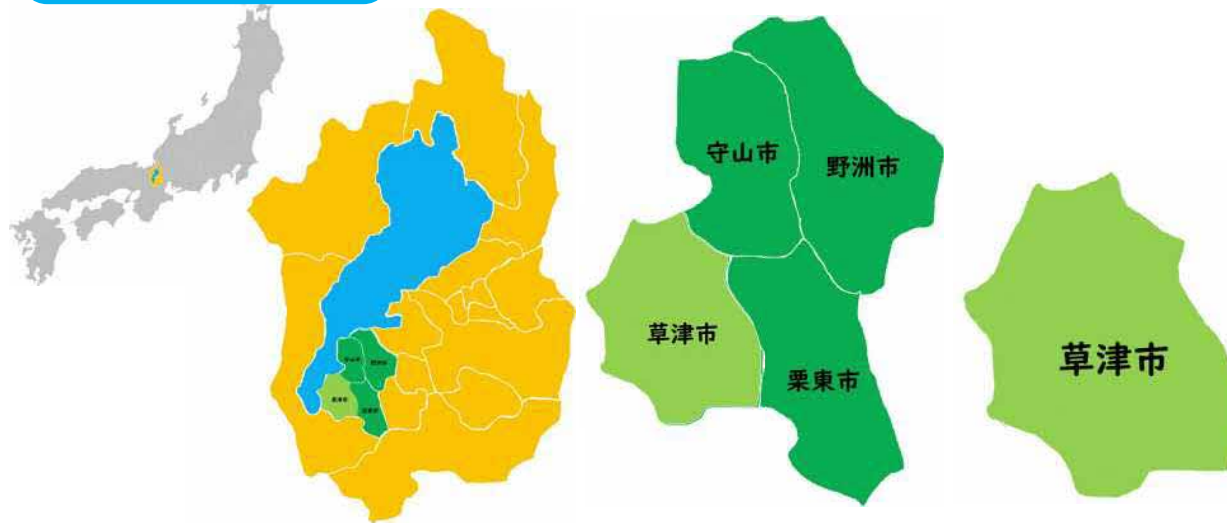
②企業支援(昨年度実績)

相談実施事業所数：283社 相談件数：2,351件

③地域活動

圏域・市単位での自立支援協議会に運営委員として参画、圏域内移行支援事業所ネットワーク世話役。圏域自立支援協議会の就労アセスメントPJ会議にて中心的な役割を果たすとともに、ナカポツとして就労アセスメントを直接的に実施(年に1.2件)

滋賀県



滋賀県

滋賀県は日本のほぼ中央にあり、北は福井県、東は岐阜県、南東は三重県、西は京都府と接している。近畿地方に所属。県全体の人口は140万人と全国26番目となり、平均的な県。

滋賀県の中心には日本最大の湖、琵琶湖があり、その琵琶湖を囲む形で7つの福祉圏域に分かれている。

【滋賀の就労支援】

福祉圏域(7)、就労移行(37)、就労継続A型(48)、就労継続B型(195)、特例子会社(5)、ハローワーク(7)

【滋賀県日本一】

- ・県内総生産に占める第二次産業の割合が日本一。
- ・県内総生産に占める製造業の割合が日本一。
- ・男性の平均寿命が日本一(82.73歳)
- ・光回線の世帯普及率が日本一

湖南福祉圏域

琵琶湖の南部に位置する地域。7福祉圏域の中で一番人口が多い圏域(約35万人人口)。4市(草津・守山・栗東・野洲)で構成されているが、各市に自立支援協議会が設置されており、市の自立支援協議会、圏域の自立支援協議会、県の自立支援協議会の三層構造となっている。大阪・京都といった都市圏の影響を受け、民間の事業所の福祉サービス参入も活発化、多様化が進んでいる。昔ながらの「顔の見えるネットワーク」が成立しなくなっている。

【圏域の関係機関】

就労移行(12)、就労継続A型(15)、就労継続B型(54)、特例子会社(1)、ハローワーク、職業センター、県の高次脳・発達・定着支援センター、障害者更生相談所、県精神医療センター、特別支援学校(2)＋ろう話学校



④就労アセス、これまでの取り組み



「特別支援学校生を応援したい!」という想いで特別支援学校の実習を受け入れてきた(約20年前にすきっぷ(杉並区)の評価表を参考に振り返りシートを作成、年間30名以上受入)



平成25~26年に圏域(自立支援協議会)で就労アセスの仕組みを検討してきた(ナカポツとして音頭取り)



平成27年度からは圏域内で統一した仕組みの下、就労アセスを本格実施(圏域内にある就労移行支援事業所にて実施)



学生アセスについては圏域内の統一した仕組みで実施できたが、成人アセスについては市ごとに対象者がずれた(4市中3市はどんな就労経験でもアセス不要)

就労アセスメントの取り組み経過



①ネットワークづくり

圏域自立支援協議会にてB型アセスメントの情報共有会を開催（りらく中心）。経過措置が平成27年3月末で終了することを踏まえ、地域での取り組み方の検討が必要であることを発信

②プロジェクト会議始動

圏域自立支援協議会のプロジェクト会議として「就労アセスメントプロジェクト」を立ち上げ、りらくを中心に行政・移行支援事業所・相談支援事業所・特別支援学校等で実施の流れを構築

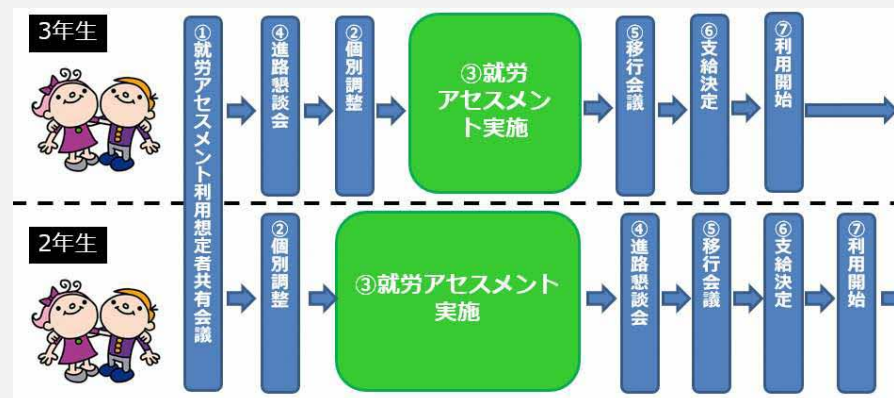
③圏域での就労アセスメント（B型アセス）の実施

実施の流れだけでなく、アセスメントシートなども共通化し、「どこに移行支援事業所でも同じように就労アセスメントが受けられる」ことを目指した。共通アセスメントの様式はきらっとが以前から使用していたものを元に使用されることになった。

④プロジェクトメンバーによるモニタリング

就労アセスメント（B型）の取り組みをプロジェクトメンバーにて定期的にモニタリング、仕組みや機能のチェックを行う

（参考）特別支援学校生の就労アセスメントの流れ



（参考）湖南地域における直近2年間の就労アセスメント実施状況

R4年度

- ・圏域実施件数**71**件（学生57件、成人14件）、うち出張33件
- ・うち当センター24件（学生19件、成人5件）、うち出張4件
- ・実施機関：9機関（移行8機関、はたくら1機関）

R5年度

- ・圏域実施件数**84**件（学生54件、成人30件）、うち出張37件
- ・うち当センター31件（学生17件、成人14件）、うち出張3件
- ・実施機関：9機関（移行9機関）

⑤ R5年度の就労選択のモデル事業

R5年度のモデル事業は全国3か所で実施されました。島根県の松江市、熊本県の熊本市、滋賀県。
滋賀県については、3福祉圏域それぞれで取り組まれた。湖東・湖北については、就労選択支援の仕組みづくりに重点を置いて実施され、**私たち湖南地域**においては、就労選択支援におけるアセスメントの在り方に重点を置いて取り組みました。

○滋賀県のモデル事業の取組について

○次の3圏域でモデル事業所を選定して実施。

①湖北圏域（米原市、長浜市）					
面積	931.41 km ²	人口	146,484人		
事業名	就労移行	福祉A型	福祉B型	就労定着	
事業所数	2	9	19	3	
②湖東圏域（彦根市、多賀町、豊郷町、甲良町、愛荘町）					
面積	392.04 km ²	人口	152,959人		
事業名	就労移行	福祉A型	福祉B型	就労定着	
事業所数	5	4	21	3	
③湖南圏域（草津市、守山市、栗東市、野洲市）					
面積	256.39 km ²	人口	352,181人		
事業名	就労移行	福祉A型	福祉B型	就労定着	
事業所数	12	15	52	6	

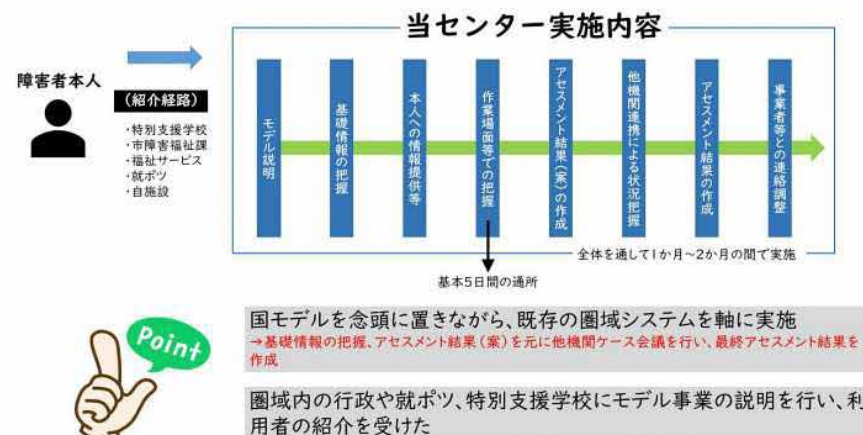
○実施スケジュール



当モデル事業のコンセプト

- ✓ 福祉圏域で構築している就労アセスメントのシステムを軸に、国が示した就労選択支援の流れやツールを試行することにより、これまでの就労アセスメントを振り返るとともに、今後の就労選択支援事業の在り方を考える
- ✓ 本来の到達地点を見失わない制度に向けていく
(障害者雇用・福祉施策の連携強化に関する検討会におけるアセスメントの最終系をイメージして取り組む)
- ✓ 限りなく多様な人(障害・生活状況)に対して取り組み、評価できること、課題になることを考える

実施の流れとモデルケースの概要



実施の流れとモデルケースの概要

モデルケース数：14件



モデルをしたからこそわかったこと

Good

- ・「本人との協同」を意識することで、本人が納得しやすい結果により近づけたり、本人自身が気付いていなかったストレング스에気付くことができた。
- ・これまで実施してきたアセスメント方法を振り返って、新たな取り組みを考えるきっかけとなった。
- ・ケース会議に、普段から関わりの少ない行政機関などの方に参加してもらうことで、客観的な意見を聞くことができた。また、働く上での生活面のアドバイスもいただけて、幅広く働く意味を考える機会となった。

Bad

- ・JEEDのアセスメントシートは、書かれている言葉の意味が難しかったり、時間がかかってしまうため、全ての対象者の方に汎用できるものではなかった。JEEDのアセスメントシートの活用だけでなく、作業場面での状況把握や聞き取りなど、支援者自身のスキルも必要であると感じた。
- ・本人への情報提供については十分にできなかった。
- ・アセスメント実施機関が作成した結果シートに対して、第三者機関は意見しにくい。複数の機関が会議に参加するだけでは、真の中立性にはならないと感じた。

モデル事業を経験して 就労選択支援事業の論点ごとに思うこと

論点1	論点2	論点3	論点4	論点5
対象者について	特別支援学校における取扱	他機関の同様アセスメント	実施主体の要件	中立性
特別支援学校生については教育機関との連携により、効果的なアセスメントが可能だが、成人の方については、就労継続支援を見つけてからサービス調整が始まるのが当該地域での常となっており、新事業ができたとしてもいわゆる「B型アセスメント」にとどまってしまうのではないかと。また、就労継続支援A型・B型における企業就労支援は努力義務ということもあって、いくら外部介入があっても、事業運営の視点から脱せられないのではないかと。A型・B型を利用している人の半分以上が精神・発達の方（知的は3割強）※大阪府調査よりで今回のモデルだけでは実情を把握しきれていないのではないかと？	年次ごとに実施することが効果的な人も多くいると感じる。生活介護利用に近い方がB型などを利用する際、出張アセスとなり、効果が得にくい。実施事業所の負担も大きい。B型に行く生徒全員に行くということは現実的に厳しいかも。 特別支援学校との連携により年間通して実施できる体制を明確に位置付ける必要がある（地域によっては、夏休みなど長期閉校時しか実施できない地域もある）。	障害者就業・生活支援センター、障害者職業センター、就労系障害福祉サービス事業所等が直近に実施した職業的なアセスメントとは何を指すのか？就労選択支援事業所が不足する地域が出てきた場合、地域センター（職業センター）やナカボツセンターなどの負担が増える可能性がある。既存の就労アセスメントが継続されれば、これまでと何ら変わらないものになってしまう可能性がある。	「地域における就労支援に係る社会資源や雇用事例などに関する情報を利用者に提供する」となっているが、障害者求人等の情報と地域にある資源を把握している機関は少なく、本来提供すべき内容が提供できない可能性がある（県内状況においては、地域の同業者の実態を知っている福祉サービス事業所は多くはない）。都市部はわからないが地方において上記のような情報を一番担保しているのはナカボツと思われる。	利用者確保の観点でこのモデル事業に関心をもっている移行支援事業所が既に出てきている。ナカボツや基幹相談支援（もしくは委託相談支援）といった機関が実施した方が公平性を担保できるのではないかと？集中減算のハードルが低すぎてあまり意味がないと思われる。また、「他機関によるケース会議で中立性や公平性を担保する」となっているが、当地域ですべてに「他機関によるケース会議」は実施しているものの、成人アセスについては、ケース会議にて中立性や公平性の担保はできていない（仕組みやそれぞれの機関の関係性上、困難）
論点6	論点7	論点8	論点9	
人員配置	計画相談との連携等	報酬体系	支給決定期間	
就労系サービス事業所が一体的に行なった場合、兼務ができるということは、「既存の体制で事業が実施できる」ということになる。その際に、いかに質を担保するかという問題が生じると思われる。専門性に考慮した報酬&配置が必要と思われる。 就労アセスメントのツール利用に関する専門的研修が必要	相談支援事業所が不足している中、対応できるのか？また、就労選択支援事業所による就労アセスメントの結果をモニタリングも含め、相談支援事業所が効果的に運用できるのか？（就労支援の専門性）。相談支援の充実必須（福祉サイドの観点だけで言えば、そもそも相談支援が機能していればこの制度自体不要だったかもしれない）	就労選択支援では、個別対応を行う場面（JEEDのアセスメントツールの作成）が圧倒的に増える中、就労移行支援と同じ単価で対応することが困難（一体的想定？でもそうであれば今と変わらない）。職業評価・準備支援を行っている職業センターに関わる費用を参考にして単価を算出しているのか？	今回のモデルの取り組みでは、全員2か月以内で実施することができたが、精神の方や引きこもりのかたなどの場合、期間内で対応できない人もいないのか？期間ではなく、日数上限にしてはどうか？（例、就労選択支援1回利用につき上限20日までなど）	

⑥現在の取り組み

サービス内容を創る(法人内)

①プログラム内容の再検討

情報保障ツールの作成、作業観察場面におけるより充実したプログラムの検討

②アセスメントツールの充実

- ・MWS、GATB、TTAP、BWAP2など様々な評価バッテリーを活用
- ・アセスメント(結果)シートの工夫

③地域との連携

湖南圏域の自立支援協議会にて、
「就労選択支援事業に向けた検討会」のプロジェクトチームに参加

④就労アセスメントシート(JEED)の実践・検証

JEEDから活用方法について研究依頼を受け、より効果的な活用方法を検討

地域（県や福祉圏域）で仕組みを創る（地域）

●就労選択支援事業に向けた検討会の開催

R6年度より湖南圏域障害児（者）自立支援協議会のプロジェクトチームとして立ち上げ。2か月に1度の頻度で定期開催している。

現行の就労アセスメント（学生期・成人期）の課題整理及び実態把握を行ったうえで、今後、就労選択支援事業が開始となった際に想定される利用者数（各市の過去3年間の実績より想定者数を抽出）を見ながら、具体的な仕組みづくりに展開していく予定。

<構成機関>

4市障害福祉課（草津市・守山市・栗東市・野洲市）・4市基幹相談支援センター・4市委託相談支援事業所・特別支援学校・ハローワーク・就労移行支援事業所（現行の就労アセスメント実施事業所）・南部健康福祉事務所・湖南地域障害者就業・生活支援センター（働き・暮らし応援センター）

オブザーバー：滋賀県障害福祉課、滋賀県障害者自立支援協議会事務局

●より良い就労選択支援事業を地域で目指すための啓発活動の実施

昨年度国のモデル事業に関わった法人として、少しでも多くの方々に就労選択支援事業について知ってもらい、そして「それぞれの地域で必要なカタチは何か」を考える機会となるよう、県内の関係機関（対象：労働局、各市の障害福祉課、県内すべての就労系サービス事業所、障害者就業・生活支援センター）に出前トークを実施！

<申し込み状況>

圏域の自立支援協議会や滋賀県相談支援専門員協会、障害児入所施設、就労系サービス事業所（A型・B型）等から申し込みあり。思ったよりも反響があり、関心の高さを感じています！

＼より良い就労選択支援事業を地域で目指すための啓発活動！／

無料 就労選択支援事業について
出前トーク承ります！

自立支援協議会などの
地域連携会議の場にて

サービス事業所内
の研修会の機会に

不登校や学習困難児
等の相談会の機会に

行政機関内の情報
収集の機会に

訪問型、オンライン型、どちらでもOK!
どんな場所にも伺います！

※地域ごとに開催できる場（受託サービス事業所等）は異なります。

障がい者本人が就労先・勤務先についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、
本人の希望、就労能力、適性等に合わせた適切な支援するサービス（[就労支援センター](#)）が令和7年10月
からは提供されます。既に設置して就労移行支援事業を行っているが、令和7年度からサービスについては毎
法人も協力機関として参加させていただきます。

就労移行支援事業を主催するものとして、これまでには、地域の関係機関の連携とご協力が必要
なものと考えています。

法人としては、国のモデル事業に関わらせていただいた立場として、
少しでも多くの地域にこの就労選択支援事業について知っていただくため、
「出前・必要に応じて訪問型支援事業の場」を下記のように、皆さまと一緒に
考え、機会を増やしていきたいと思います。

社会福祉法人 あすこみと
働き・暮らし応援センター「りらく」
（湖南地域障害者就業・生活支援センター）
電話：077-561-1122 メール：info@asakomito.or.jp
（発行窓口） 沼津・村松

お申込み
お問い合わせは
こちらから

